

現地対策班 移動規制グループ

防疫作業マニュアル

目 次

1	主な役割	1
2	簡易検査陽性時（殺処分開始前に行う準備）	1
	（1）通行制限箇所の設置	
	（2）消毒ポイントの設置	
3	病性判定時（殺処分の開始）	4
	（1）通行制限の開始	
	（2）消毒ポイントの運営開始	
4	農場防疫措置完了後	10
	（1）通行制限の解除	
	（2）1 km消毒ポイントの撤収	
	（3）搬出制限の解除	
	（4）移動制限の解除	

様式

- 車両消毒済証明書
- 車両消毒実施簿

参考

- 動力噴霧器の使用方法

移動規制グループ

1 主な役割

移動規制グループは、本病発生後速やかに、市町村、警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行とともに、発生地を中心とした移動制限区域内における人、家畜及び物品の搬入出を制限する。

- 移動制限区域：発生農場を中心として原則半径3 km以内
- 搬出制限区域：発生農場を中心として原則半径10 km以内

2 簡易検査陽性時（殺処分開始前に行う準備）

○ グループ構成

リーダー	畜産振興課 1名
サブリーダー	家畜保健衛生所 1名
通行制限	現地農林事務所 2名、市町村 2名
消毒ポイント	現地農林事務所 2名、市町村 4名

簡易検査陽性時点で、通行制限及び消毒ポイント設置の準備を開始する。

移動規制グループリーダーは、市町村と協力して地権者や地域住民への説明を行うとともに、設置・運営に必要な資材を把握し、管理グループと連携して資材を調達し、速やかに通行制限及び消毒ポイントを設置する。

(1) 通行制限箇所の設置

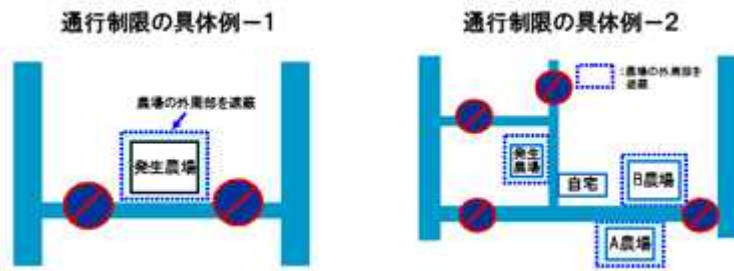
発生農場から病原体の散逸を防止するため、関係市町村、警察署の協力を得て、家伝法第15条に基づき、発生農場入り口又は発生農場周囲の道路において、人及び車両の通行を制限又は遮断する。通行する全車両に対して、動力噴霧器又は消毒マット等により消毒を実施する。

設置期間は発生決定から防疫措置が完了するまで（概ね72時間）とし、24時間体制で運営する。

なお、通行遮断することにより迂回路を表示する必要がある場合は、その設置を管理グループから市町村に依頼する。

ア 通行制限ポイントの設置場所

・通行制限は、発生農場の周辺道路の交差点等に効率的に複数箇所設置する。その際、防疫関係車両や移動専用バスが停車又は駐車できるスペースを確保する。



イ 通行制限ポイントの配置人数

- ・原則、1 発生農場あたり、農林事務所 2 名、市町村 2 名の計 4 名を配置。
- ・安全確保のため、警察署から警察官（配置人数については、警察署と相談して適正な人数を決定する）が配置される。
- ・1 発生農場あたり、少なくとも 1 か所は、動力噴霧器等の消毒設備を設置する。

(2) 消毒ポイントの設置

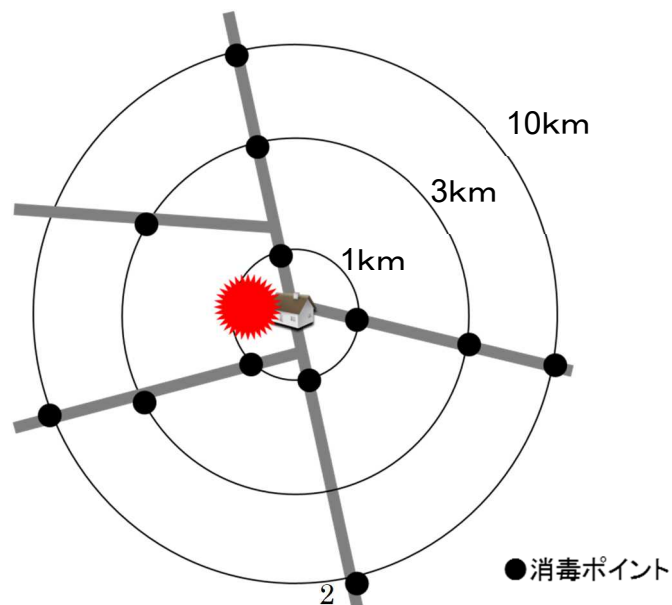
発生農場周囲の道路状況や車両の流れを考慮して適切な位置に設置し、畜産関係車両や防疫作業関係車両が効果的に消毒できる体制を速やかに整備する。ただし、民間業者へ委託出来次第、速やかに引き継ぐ。

畜産農家や関係者に対して、設置場所、運営時間を県等の HP を活用して広く周知する。

消毒マット、消毒槽は設置する管轄警察署の道路許可手続きが必要となり、管理グループ又は管轄の家畜保健衛生所が対応する。

ア 設置に際する注意点

- ・水が十分確保できる場所（水源がある又は散水車で運搬による）
- ・大型車両の取り回しが可能な広さが確保できる場所
- ・地下水汚染の恐れがない場所
- ・消毒薬の飛散、騒音等で周辺住民に迷惑が掛からないよう十分配慮する。



イ 消毒ポイントの開設時間

- ・原則、24時間体制で運営するが、発生状況により開設時間の短縮もある。

ウ 消毒対象車両

設置場所	対象車両	消毒方法
発生農場周辺 発生農場から半径 1km 以内	一般車両 畜産関係車両 防疫作業車両	動力噴霧器 ※一般車両も必ず実施する
移動制限区域 発生農場から半径 3km	畜産関係車両 防疫作業車両	動力噴霧器、消毒マット等
搬出制限区域 発生農場から半径 10km	畜産関係車両 防疫作業車両	動力噴霧器、消毒マット等

エ 消毒ポイントの配置人数

- ・消毒ポイント 1 か所あたり 3 名（畜産振興課を含む農林事務所 2 名、市町村 1 名）を配置。

① 1 k m消毒ポイントの設置

- ・発生農場から半径 1 k mの主要道路に設置する。原則、動力噴霧器による消毒を行う。
- ・消毒対象はすべての車両（一般車両、畜産関係車両）とする。効率的に消毒を行うために、車両の両側から消毒できるよう動力噴霧器を設置する。

② 3 k m消毒ポイントの設置

- ・発生農場から半径 3 k m付近の幹線道路に設置する。大きな河川に架けられた橋や峠、トンネルなど地理的に分断されている地域を結ぶような幹線道路や高速道路インターチェンジ出入口などに効果的に設置する。動力噴霧器や消毒マット等による消毒を行う。
- ・消毒対象は、畜産関係車両とする。

③ 1 0 k m消毒ポイントの設置

- ・発生農場から半径 1 0 k m付近の幹線道路に設置する。大きな河川に架けられた橋や峠、トンネルなど地理的に分断されている地域を結ぶような幹線道路や高速道路インターチェンジ出入口などに効果的に設置する。動力噴霧器や消毒マット等による消毒を行う。
- ・消毒対象は、畜産関係車両とする。

オ 消毒ポイントの設置個所

- ・発生農場付近の主要道路に1、2か所程度設置する。また、埋却予定地が遠方となる場合は、埋却予定地の場所を勘案して決定する。原則、動力噴霧器による消毒を行う。
- ・消毒対象は畜産関係車両と防疫作業関係車両とする。効率的に消毒を行うために、車両の両側から消毒できるよう動力噴霧器を設置する。

3 病性判定時（殺処分の開始）

○ グループ構成

リーダー	畜産振興課 1名
通行制限	農林事務所 1名、市町村 2名、県警 2名
消毒ポイント	農林事務所 8名、市町村 4名、県警 4名（巡回警備）

病性判定により疑似患畜が決定した後は、防疫措置開始と同時に設置した通行制限及び消毒ポイントを運営する。ただし、外部委託業者が到着次第、作業を引き継ぐ。

外部委託業者に引継後や防疫措置完了後も移動制限区域が解除されるまでは、リーダー（畜産振興課 1名）は消毒ポイントの資材の確認、補充等運営が円滑に行えるように連絡、調整を行う。

防疫措置開始後のメンバーは、防疫支援センターに集合し消毒ポイント等へ移動する。

(1) 通行制限の開始

対象車両：すべての車両

運営期間：農場防疫措置終了まで

作業時間：8時間 / 1クール（交代時に必ず引継ぎする）



ア 通行制限ポイント

- ①発電機、投光器を設置する。
- ②テントを設営する。
- ③看板を設置する。
- ④地域住民及び防疫車両の動線を考慮して、動力噴霧器一式及び消毒用マットを設置する。
- ⑤靴底消毒のための踏込消毒槽を設置する。

イ 通行遮断

動力噴霧器を設置しない通行制限ポイント

①案内板、迂回路表示板、バリケードを設置する。

②必ず1名以上で立哨し、通行者及び車両の安全を確保する。



(2) 消毒ポイントの運営開始

発生農場からのウイルス拡散を防止するため、発生農場周辺、移動制限区域の境界及び搬出制限区域の境界等においてに消毒ポイントを設置し、畜産関係車両、防疫作業関係車両の消毒業務を行う。

対象車両：畜産関係車両、防疫作業関係車両

運営期間：原則、農場防疫措置完了移動制限区域解除まで

(農場防疫措置完了後 21 日目以降)



(業務内容)

区分	必要人数			内容
	農林事務所	県警	市町村	
車両誘導	1	1 (巡回)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入り車両を消毒位置まで誘導する。 ・ 車両の誘導にあたっては、安全を確保し事故防止に努める。
消毒	1			<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒用作業着、手袋、帽子等を着用の上、動力噴霧器を用いて、車体全体を十分消毒する。
記録 証明書発行			1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料、畜産資材、動物用医薬品などを運搬する。 畜産関係車両運行者に「車両消毒実施簿」に記入させ、消毒実施者は「車両消毒済確認書」を発行する。 ・ 証明書の発行を受けた畜産関係車両運行者は、これを農場立入時に提示するなどして、ウイルス拡散防止対策実行の裏付けとして活用する。 ・ 消毒実施者は「車両消毒実施簿」の実施者サイン欄にサインし、グループリーダーに提出するまで保管する。グループリーダーは提出された「車両消毒実施簿」を取りまとめ、管理グループに報告する。

※人員は、1か所あたりの人数

(消毒ポイントの運営)

① 1 km消毒ポイントの運営開始

・ 全ての車両を対象に消毒を実施する。消毒方法は、動力噴霧器による消毒を基本とする。誘導員は車両を最徐行又は停止させ、車両の両側からタイヤ周りを中心として車両全体を消毒する。

② 3 km消毒ポイントの運営開始

・ 畜産関係車両を対象に消毒を実施する。消毒方法は、引き込み式などの動力噴霧器による消毒を基本とする。誘導係は車両を消毒位置まで誘導して停止させ、記録係は必要に応じて車両消毒済確認書を発行する。

- ・消毒係は車両内のハンドル等に加え、運転手の手指を消毒する。

③ 10km消毒ポイントの運営開始

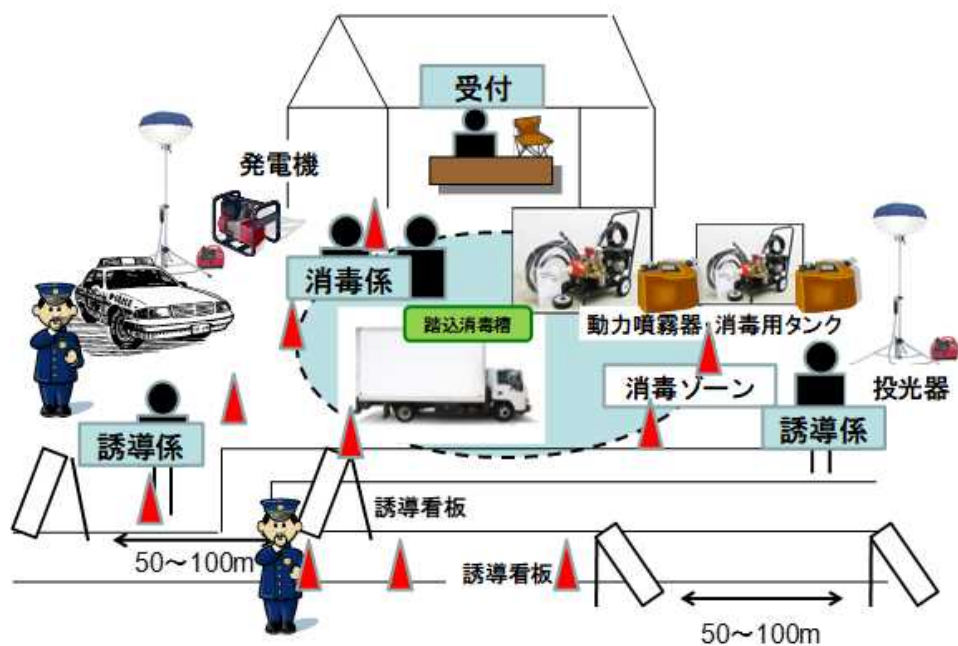
- ・畜産関係車両を対象に消毒を実施する。消毒方法は、引き込み式などの動力噴霧器による消毒を基本とする。誘導係は車両を消毒位置まで誘導して停止させ、記録係は必要に応じて車両消毒済確認書を発行する。
- ・消毒係は車両内のハンドル等に加え、運転手の手指を消毒する。

(3) 引き込み式消毒ポイント（動力噴霧機）

畜産関係車両を幹線道路付近の大型車両が停車できるスペースに誘導し、動力噴霧器で消毒する。

(使用機材の準備)

- ①引き込み式消毒ポイント図を参考に準備する。
- ②動力噴霧器一式を準備する。
- ③消毒用タンクに消毒液を準備する。
- ④夜間の安全対策をして、投光器、発電機を設置する。
- ⑤視認性確保のため誘導用のセーフティーコーンを設置する。
- ⑥誘導版（消毒ポイント表示のぼり）を消毒ポイントの手前50～100mの地点に設置する。
- ⑦テントを設営する。
- ⑧テント内に車両消毒済確認書を発行する時に使う机及びイスを設置する。
- ⑨運転手の手指を消毒するための薬剤を準備する。
- ⑩運転手の靴底を消毒するための踏込消毒槽を設置する。



4 農場防疫措置完了後

(1) 通行制限の解除

農場防疫措置完了後、通行制限を解除する。

(2) 1 km 消毒ポイントの撤収

農場防疫措置完了後、半径 1km 地点の消毒ポイントを撤収する。

(3) 防疫措置完了後の消毒ポイントの運営

防疫措置完了後は現地農林事務所に引き継ぎ、搬出制限および移動制限の解除まで運行管理を行う。

(4) 搬出制限の解除

農場防疫措置が完了した 10 日後に周辺農場支援グループが実施する清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認された場合、動物衛生課と協議の上、搬出制限を解除し、半径 10km 地点の消毒ポイントを撤収する。

(5) 移動制限の解除

清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認され、農場防疫措置が完了して 21 日経過後、動物衛生課と協議の上、移動制限を解除し、半径 3km 地点の消毒ポイントを撤収する。

年 月 日

畜産関係車両運行計画書

家畜保健衛生所長 殿

住所

氏名

(法人にあたっては名称及び代表者名を記入)

1 業者名 (連絡先:)

2 運転者 (連絡先:)

3 車両の種類 家畜及び家きん運搬, 飼料運搬, 資材運搬
堆肥運搬, 診療車, その他 ()

4 車両番号

5 運行年月日 令和 年 月 日

6 運行経路

消毒場所	消毒実施時間

7 消毒後の立ち寄り場所

順序	住所	名称 (農場名)

受付 No. _____

車両消毒済

○消毒ポイント名

○消毒年月日及び時間

年 月 日 :

○車両番号

茨城県〇〇家畜保健衛生所

受付 No. _____

車両消毒済

○消毒ポイント名

農林振興公社駐車場

○消毒年月日及び時間

H29年10月5日 15:00

○車両番号

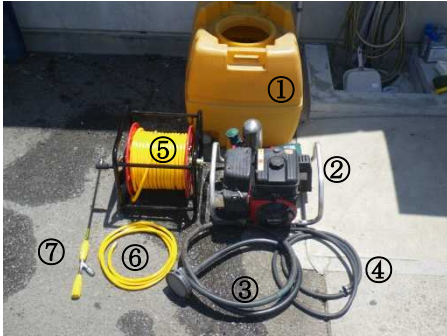
水戸123 あ 4567

茨城県〇〇家畜保健衛生所

動力噴霧器の使用法

○セッティング（準備）

【必要パーツの全景】



- ① 消毒液用タンク
- ② 動力噴霧器本体
- ③ 給水ホース（太；異物侵入防止メッシュ付き）
- ④ 余水ホース（細）
- ⑤ 噴霧用ホースリール
- ⑥ 接続ホース（本体とホースリールをつなぐ）
- ⑦ 噴霧ノズル

【給水ホースの取付け】



③の給水ホースを（一番太いホース）、本体横の調圧ダイヤルより少し離れたところにある取付け口にねじ込む。

【余水ホースの取付け】



④の余水ホースを、本体横の給水ホース取付口と同じ並びにある取付け口にねじ込む。

【取付け後】



給水及び余水ホースを取り付けたところ。

ホースの末端を消毒液用タンクに入れる。本体を始動させると振動等で外れることがあるので、動かないようしっかりと奥まで入れる。

【接続ホースの取付け（本体側）】



⑥の接続ホースを、本体の吐き出し口（元コックが付いている。2口ある場合はときはどちらでも良）にねじ込む。

※ワンタッチカップラーの機種もある。

【接続ホースの取付け（ホースリール側）】



接続ホースの反対側を、⑤の噴霧用ホースリール側面中央分にねじ込む。接続後は、リール側の3本のボルトで固定する。

※ワンタッチカップラーの機種もある。

【噴霧ノズルの取付け】



⑤の噴霧用ホースリールに巻かれたホース先端に⑦の噴霧ノズルをねじ込む。

※ワンタッチカップラーの機種もある。

【接続完了】



各部の接続を終えた全景

○使用方法

【スイッチ ON】



始動のためスイッチを ON にする。

※ スイッチの場所は、機種によって違うので注意。



燃料コック「開」(下向き)を確認する。

【チョークの操作】

『開く』位置



チョークを「開く」から「閉じる」に移動。

『閉じる』位置



【スターターのヒモを引く】



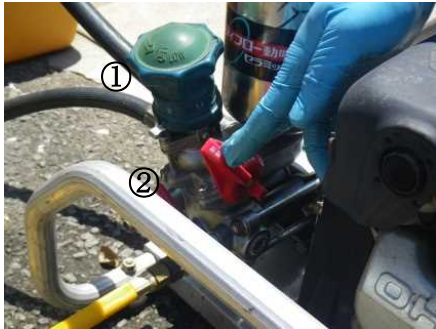
スターターのヒモを力強くひく。

※ エンジンが冷えている場合等、一度で始動することは少ないので何度かトライする。



【始動したらチョークを元に戻す】

【加圧する】



- ①『調圧ダイヤル』
- ②『余水切替えレバー』



エンジンが始動したら、『余水切替えレバー』を倒し、調圧ダイヤルを回し「3.5」程度にする。



(レバーを倒したところ)

【本体の元コックを開く】



加圧の操作が済んだら、元コック(※)を開く。
※ 本体からホースリールに消毒液を送る口の弁



(コックを開いたところ)

【噴霧ノズル側の手元コックを開く】



噴霧ノズルの手元コックを開く (コックが無いノズルもある)。

【噴霧開始】



噴霧ノズル手元の握りを回し噴霧範囲を調整し、車両消毒を開始する。



長時間使用しない場合は、燃料コックを「閉」(横向き)にする。